

令和5年度第2回多治見市学校給食運営委員会議録

○日時 令和6年3月13日（水）13:00～14:00

○場所 多治見市食育センター 2階研修室

○委員出欠席 出席委員 11名 柴田委員、吉田委員、片山委員、前川委員、山中委員
横山委員、西尾委員、早川委員、奥山委員、小栗委員
小嶋委員

事務局出席者 6名（教育長、副教育長、食育推進課長、
食育推進課職員3名）

欠席委員 2名 林委員、河村委員

○会議次第

1. 開会のことば
2. 教育長あいさつ
3. 議 事

議第1号 令和5年度学校給食会計補正予算

議第2号 令和6年度多治見市学校給食会計予算

報第1号 令和5年度多治見市学校給食会計中間監査結果報告

議第3号 債権の放棄について

その他

- (1) 学校給食費滞納整理取組報告
- (2) 児童手当からの学校給食費等の天引きについて
- (3) 給食物資価格高騰に伴う公費負担について
- (4) 令和5年度多治見市学校給食物資納入業者の追加

○会議内容（要点） 以下のとおり

（食育推進課長）

ただいまから令和5年度第2回多治見市学校給食運営委員会を開会する。

（教育長）

昨年の10月に着任をした。この委員会に出席するのは、教育長としては初めてになる。学校給食は、社会から非常に注目を集めている。様々な側面があるが、給食の材料費が相当値上がりしており、現在の給食費でははっきり申し上げて赤字である。そのため、現在、市の一般会計、みなさんの税金から一部補助する形でなんとかこの1年間やってきた。先ほど試食会の中で栄養教諭から説明があったように、多治見市は極力加工品を使用しない、手作り給食を目指している。先ほどの食材費の値上げについても、代替品で対応して安く済ますということもできるが、できる限り加工品を使わない、そういった側面がある。給食費を巡っては、現市長が4月の選挙に当選した際、その公約に給食費の一部を無償化するということが掲げられた。我々職員は、市長の公約に掲げられている以上、それを少しでも確実に実現していくことが大きな課題と考える。市議会からも様々な指摘を受けるが、どうし

たらそれが実現できるか、ということ、現在市役所の中で調整している段階である。新年度、どこかのタイミングで明確に方針を出すということは、教育長としての決意である。多治見市の学校給食は、議会で審議をする市の予算とは別で、私会計で運営している。そのため、この運営委員会が、市の予算という議会と同じような役割を担っている。この委員会で中身をしっかり審議していただき、今年度実施してきた内容、来年度実施したい内容について、議論の上、認めていただくという役割になっている。先ほども申し上げたが、社会全体から注目を浴びている給食である。ぜひ、様々な意見を出していただき、多治見市の給食がしっかりした形で続いていくことを願っている、よろしくお願いしたい。

(食育推進課長)

これからは、進行を会長に願います。

(会長)

これより、令和5年度第2回学校給食会計の議事に入る。円滑に協議が進むよう、ご協力をお願いする。今回の議事録の署名委員として、西尾実委員及び小嶋里香委員を指名させていただく。後日会議録への署名をお願いする。

また、多治見市情報公開条例第23条の規定により、本運営委員会の会議は一部公開とさせていただく。それでは、この委員会の成立について、事務局よりご報告を願う。

(事務局)

本日の会議は、全委員数13名中11名の出席があり、過半数に達している。よって、多治見市学校給食運営委員会条例第6条第2項の規定により、委員会が成立したことを報告する。

(会長)

それでは、議案に移る。議第1号 令和5年度学校給食会計補正予算について、事務局から説明を願う。

(事務局)

P.1-2 令和5年度学校給食会計補正予算について、説明

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(会長)

質問がないようなので、お諮りする。議第1号 令和5年度学校給食会計補正予算について、原案のとおり可決してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、議第1号は原案のとおり可決された。

(会長)

議第2号、令和6年度多治見市学校給食会計予算について、事務局から説明願う。

(事務局)

P.3-4 令和6年度多治見市学校給食会計予算について、説明

(会長)

ただいまの令和6年度多治見市学校給食会計予算について、質問はないか。

(教育長)

1点、補足をする。先ほど、説明があったが、物価高騰のため、今年度1食あたり14円ほど不足をしているという話をした。小学校の納入金の欄を見ていただくとわかるように、小学生で1食あたり280円を徴収している。ところが、今年度でいうと1食あたり14円足りない、つまり1食あたり、294円かかったということになる。中学生は、1食あたり、320円を負担いただいているが、実際には334円かかったということになる。これが現実である。この予算で新年度をスタートすると、物価が下がらなければ、赤字予算の体裁になっている。ただ、昨年度も物価高騰がある中でスタートし、一般会計で6月補正予算、12月補正予算で市費負担をしていただいた。来年度も同様の状況でスタートし、物価高騰が落ち着かなければ、また、年度の途中で予算の修正をお願いするようなことになるかもしれない、そういったことを含んだ予算であるということをご理解いただきたい。

(委員)

過年度納入金について伺います。前年度対比で8万円程度増ということであるが、傾向として、減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか、また件数についてどれ程あるのかをお聞かせいただきたい。

(事務局)

件数については、その年によってばらつきがある。コロナ禍になって、件数が非常に増えた、といったことは特にない。準要保護受給家庭については、給食費を市が負担するかたちになるが、前年度の給食費の一部が翌年度当初に入金されるため、新年度早々の未納は件数が多い状態で、徐々に年度内に件数が減っていく。

(会長)

他に質問がないようなので、お諮りする。議第2号 令和6年度多治見市学校給食会計予算について、原案のとおり可決することに異議はないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、議第2号は原案のとおり可決された。続いて、報第1号 令和5年度多治見市学校給食会計中間監査結果報告について事務局の説明を願う。

(事務局)

・議案P. 7-14 令和5年度多治見市学校給食会計中間監査結果報告について説明。

(会長)

ただいま事務局から説明があった中間決算の内容について、去る2月5日に中間監査が終了しているので令和5年度監査委員の横山委員から報告願う。

(監査委員)

令和5年度多治見市学校給食会計中間監査について報告する。令和5年度監査委員の私、横山 美智代と奥山泰子委員が、令和6年2月5日に証拠書類・帳簿等により中間決算について書類監査を執行したところ、適正に処理されていることを確認したので報告する。

(会長)

ただいまの中間監査報告に対して、意見はないか。

(教育長)

1点、補足をする。歳入欄を見ていただくとわかるように年度当初、前年度からの繰越金が約2,000万円ある。しかし、中間監査時点の通帳残高をみていただくと、約1,190万円程度まで減っている。つまり、約800万円以上目減りしている。これが先ほどから説明している、物価高騰により、いただく給食費よりもどうしても食材費が余分にかかってしまっている、その状況がここに表れている。6月の補正予算で市費負担は決定したが、繰越金の状況をみて、後期にその不足分を市費から学校給食会計に投入している。つまり、この補助がないと、半年で800万円程度現金が減ってしまう、という状況がおわかりいただける資料となっている。

(会長)

質問がないようなので、報第1号についての報告を終了する。

(会長)

つづいて、議第3号 債権の放棄について、事務局から説明願う。

(事務局)

議案P.15 債権の放棄について説明。

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(委員)

時効を停止するような措置はとらなかったのか。

(事務局)

最も問題となったのが、債務者と全く連絡がとれない状況が続いたことである。金額が非常に大きいということもあり、何とかコンタクトをとれるよう試みてはいたが、なかなか連絡がとれない状況が続いていた。何年ぶりかでようやく本人から連絡があったが、本人からの時効の援用の申出がされたため、債権を放棄するに至った。

(事務局)

過去の対応について、お話しすると、今回の滞納が発生した時期は、在校生の滞納整理については、学校が実施しており、子どもが学校に通ってきている状況下で、学校としてはなかなか厳しい措置がとれない状況があった。そういった反省に基づいて、前年度の滞納は、食育推進課の方で担当するということを始めた。そのため、法的措置等の対応がとれるような体制がとれるようになってきた。ここ2・3年と、それ以前では、対応が違うということをご理解いただきたい。

(委員)

学校の現場で、なかなか督促が難しい事情はよくわかる。この件については、事情があってやむにやまれず滞納をした案件なのか。そうでなければ、いわゆる逃げ得、他の親御さんに対して、公平性を欠くことになると思う。そのあたりの事情はいかがか。

(事務局)

このご家庭は、学校にほとんど来ていない、そのため給食もほとんど食べていないという背景があった。

(委員)

債権の管理を学校で行うことは限界があると思う。本来子どもに寄り添う立場であるべき学校が、厳しいことはなかなか言えない。現在は、それを分業しているということで、安心をしている。引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。

(委員)

今回放棄する金額と、来年度予算の関係について教えていただきたい。予算の中の過年度未納分の中に、今回放棄する金額は含まれているか。

(事務局)

来年度予算案の中に、含んでいる。

(会長)

他に質問がないようなので、お諮りする。議第3号 債権の放棄について、原案のとおり可決することに異議はないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、議第3号は原案のとおり可決された。つづいて、議事次第、「その他」について事務局から説明願う。

(事務局)

その他

学校給食費滞納整理取組報告について説明

説明概要

令和4年度決算時の滞納額は57世帯、4,685,580円。令和5年度、督促状、催告書を送付。法的措置支払督促2件、少額訴訟2件については、現時点で納付はない。

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(委員)

法的措置をとった4件について、現時点で納付がないということだが、今後どうなるのか。

(事務局)

最終的には、いわゆる強制執行により、口座の差押え、給与の差押えをすることになる。口座の差押えについては、私債権であるため、口座の調査権がなく、差押えの対象とする口座を知る事が難しい。今回、初めて法的措置をとったが、裁判所を通じての申立てにより一定の効果があると期待していたが、それでもなお支払がいただけない状況。口座や職場の調査に苦慮しており、今後の課題である。

(委員)

支払がない理由は。

(事務局)

各家庭の細かい経済状況は把握できていないが、お子さんの人数が多い家庭、なかなかお子さんが学校に来られていない家庭が多く、経済的に相当余裕のある家庭ではないという印象はある。どこまで強く出るか、というのはしっかりと見極めていかなければいけないと考えている。

(会長)

意見、質問はないか。それでは引き続き、説明を願う。

(事務局)

児童手当からの学校給食費等の天引きについて説明

説明概要

申出のあった保護者について、学校給食費、学習費、旅行積立金に充当するため、令和5年6月・10月、令和6年2月の児童手当からの天引きを実施。

(会長)

意見、質問はないか。それでは引き続き、説明を願う。

(事務局)

給食物資価格高騰に伴う公費負担について説明

説明概要

令和5年4月～9月までの不足額8,883,321円、12月に市から学校給食会計へ入金。令和5年度全体での不足額は、23,467,000円程度となる予定。このうち、児童・生徒分は、コロナ臨時交付金を財源とする。教職員分は一般会計を財源とする。

(会長)

意見、質問はないか。それでは引き続き、説明を願う。

(事務局)

令和5年度多治見市学校給食物資納入業者の追加について説明

説明概要

令和5年度中に追加された物資納入業者を報告。野菜卸業者1件、地元農家1件を追加。

(会長)

意見、質問はないか。

(会長)

今年最後の会議となるが、その他、意見・質問はないか。

(会長)

以上をもって、令和5年度第2回学校給食運営委員会を終了する。